

第1部 総説

第1章 宮城県の実施策の展開

宮城県では、平成7年4月に、環境基本法制定等の国内動向を踏まえ、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「環境基本条例」を施行しました。平成9年3月には、同条例の理念を具体化するため、県が環境施策を進める上での総合的指針となる「宮城県環境基本計画」を策定し、基本目標の達成に向けて各種施策を進めました。平成18年3月には、この計画の期間が終了したことを受け、平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とする、新たな環境基本計画の策定を行いました。

環境基本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を明らかにし、環境分野の個別計画に施策の基本的方向性を与えるものであるとともに、目指す将来像を明らかにし、地域社会を構成するすべての主体と将来像に対する認識の共有化を図るものとしての役割を有したものであり、本県の環境施策は同計画に沿って展開していくこととなります。

一方、平成9年3月に「環境影響評価条例」、平成14年7月には「宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例」、さらには、平成16年3月に「産業廃棄物税条例」、同6月に「ふるさと宮城の水循環保全条例」、平成17年度には、「グリーン購入促進条例」「産業廃棄物の適正化等に関する条例」を制定し、順次施行するとともに、「“脱・二酸化炭素” 連邦みやぎ推進計画」「循環型社会形成推進計画」「宮城県自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」を

策定し、平成18年度には、「宮城“グリーン”行動促進計画」「宮城県自然環境保全基本方針」「宮城県自動車交通環境負荷低減計画」「宮城県水循環保全基本計画」を策定し、新たな環境基本計画に沿った環境分野の個別計画による総合的・計画的な施策の展開を図っています。例えば、「宮城“グリーン”行動促進計画」を推進していくために、平成19年6月には、県民や事業者の環境配慮行動の実践のきっかけづくりとして、「みやぎe行動(eco do!)宣言」登録を開始し、みやぎ出前講座等においても普及に努めています。平成21年度末現在で、県民(一般・小学生・中学生)14,490名、事業者261社が登録しています。

また、平成21年度には、二酸化炭素排出量の増加が顕著な民生家庭部門における二酸化炭素排出量の削減を図るため、クリーンエネルギー自動車(ハイブリッド自動車等)を購入する県民に対して助成を行ったほか(対象台数:6,189台)、住宅用太陽光発電を新たに設置した県民に対して、助成を行いました(対象件数:1,284件)。

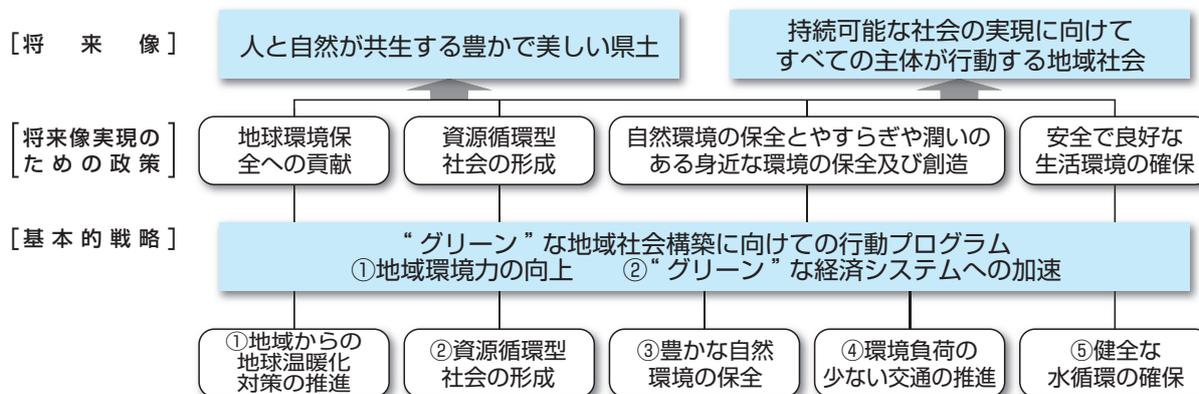
さらに、廃棄物の発生を抑制するため、平成21年2月に仙台市に隣接する市町村のエリアで始まったレジ袋使用削減に向けた取組を関係市町村及び関係団体(小売業者、住民団体等)の協力を得て、平成21年10月には、県内全域にまで拡大しました。

一方、県自ら環境負荷削減に向けた取組として、平成18年3月に宮城県環境保全率先実行計画(第3期)を策定し、事務事業の執行に伴い発生する環境負荷の削減(省エネ、廃棄物の削減、リサイクルの推進等)に取り組んでいます。また、毎年度グリーン購入の推進に関する計画を策定し環境負荷の少ない物品購入(グリーン購入)等に取り組んでいます。

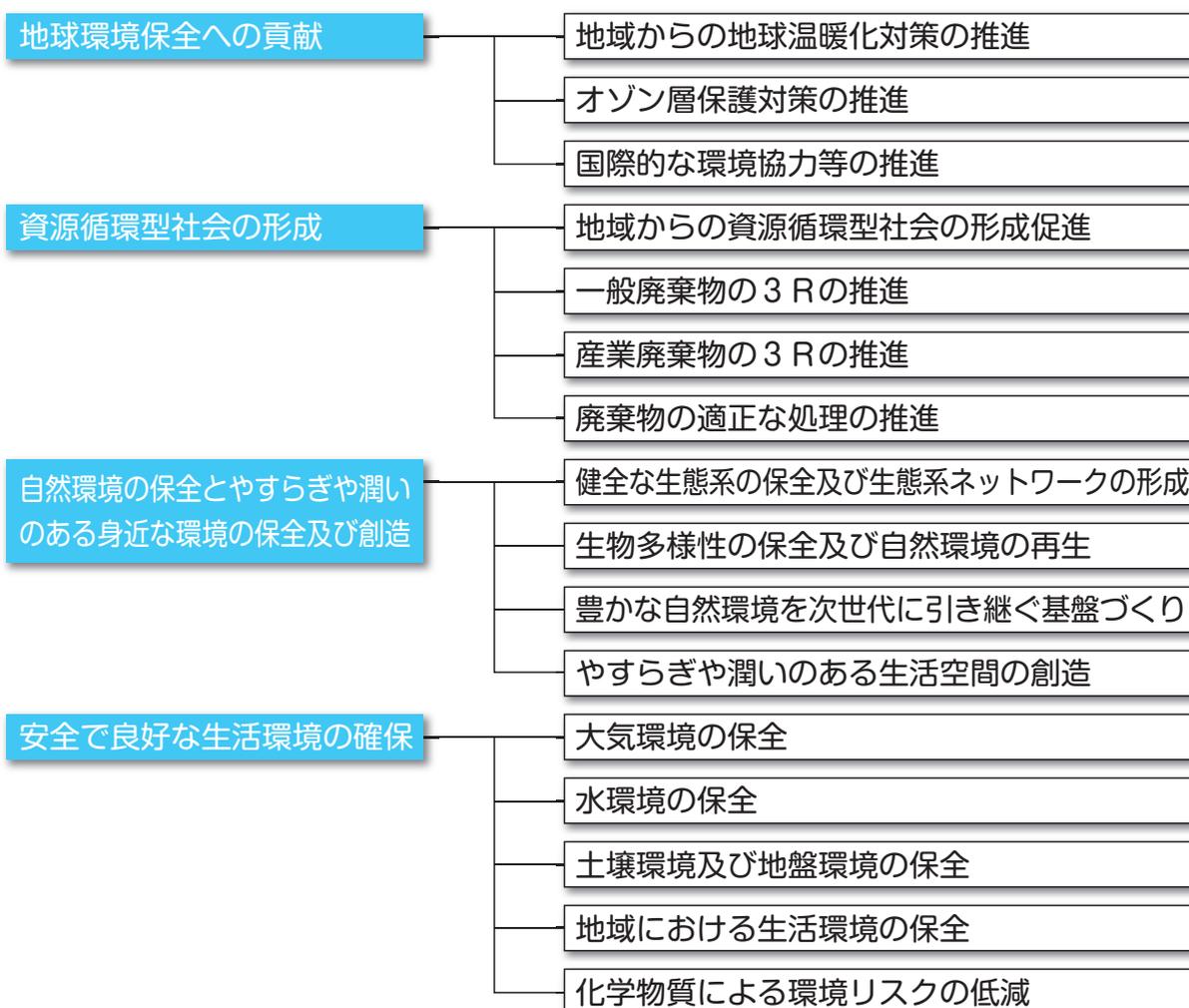
第2章 環境基本計画の進捗状況

第1節 環境基本計画施策体系

1 環境基本計画が目指す将来像と将来像実現のための戦略



2 将来像実現のための政策と施策項目



第2節 環境基本計画の進捗状況の点検評価

1 総合的評価

(1) 環境基本計画の基本的事項

① 計画の役割等

環境基本計画は、環境基本条例により、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものであり、目指す将来像を明らかにし、地域社会を構築するすべての主体と将来像に対する認識の共有化を図るものとして、平成18年3月に策定しました。

また、基本計画は、「地球温暖化地域推進計画」や「循環型社会形成推進計画」といった環境分野の個別計画に基本的方向性を与えるものとして策定しており、地球温暖化対策、資源循環型社会形成などの個々の分野の具体的な目標や施策は、これらの個別計画において定めることになり、各個別計画は、基本計画の実施計画となるものです。

計画の目指す将来像

- 環境の将来像＝「人と自然が共生する豊かで美しい県土」
- 社会の将来像＝「持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会」

② 計画期間

平成18年度から平成27年度まで

③ 施策の基本的戦略

将来像を実現するために、「グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム」、「各分野に関する重点プログラム」を基本的戦略として掲げ、プログラムの分野ごとに個別計画を策定し、

具体の目標や施策を定め、主要な課題に適切に対処するための施策を総合的・計画的に推進するものです。

基本的戦略	個別計画
グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム	○宮城“グリーン”行動促進計画
各分野に関する重点プログラム	
地域からの地球温暖化対策の推進	○“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画 ○宮城県自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画
資源循環型社会の形成	○宮城県循環型社会形成推進計画
豊かな自然環境の保全	○宮城県自然環境保全基本方針及び関連計画
環境負荷の少ない交通の推進	○宮城県自動車交通環境負荷低減計画
健全な水循環の確保	○宮城県水循環保全基本計画及び流域水循環計画

(2) 平成21年度において講じた施策

① グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム

県民や事業者がそれぞれの立場で環境に配慮した行動を実践するきっかけづくりを目的として、平成19年6月から開始した「みやぎe行動（eco do!）宣言」については、クリーンエネルギー自動車購入に対する補助や住宅用太陽光発電システム設置に対する補助など一体となった普及を図ったことにより、宣言者数が大幅に増加しました。

し、できるところから始めてもらうことをテーマに「なっ得！発見！エコフォーラム」を初めて開催しました。

資源循環型社会形成の分野では、「発生抑制」に関する取組として、平成21年2月に一部地域で開始した「みやぎレジ袋使用削減取組協定」に基づくレジ袋の無料配布中止等の取組を県内全域にまで拡大したほか、不適正処理の未然防止の強化に向けて、事業者に対する講習会や財務状況の把握等指導強化事業を実施しました。

② 各分野に関する重点プログラム

地球温暖化対策の分野では、身近なエコを体験

また、自然環境保全の分野では、ボランティアによる里山林や森林公園の整備への助成、野生生

物の保護から野生復帰までの一貫した救護システムの推進、森林空間を利用した体験学習等を実施しました。

さらに、自動車交通の環境負荷低減の分野では、エコドライブに関する普及啓発等を実施したほか、健全な水循環の確保の分野では、鳴瀬川流域水循環計画の課題の検討や事業の進め方の見直しを行うとともに推進体制の整備を図りました。

(3) 平成21年度における点検評価結果

各個別計画では、計画の目標を達成するため、各種指標による目標値を設定し、毎年度、施策の進捗状況の点検評価を行うこととしており、「当該年度に達成すべき目標値等」に対する「指標の

現況値」の状況を示す「達成度」により、平成21年度の評価を行いました。

ここで、「当該年度に達成すべき目標値等」は、各年度ごとの達成目標値を設定していない場合においてもその進捗を確認していくため、各計画策定時現況値と目標年度の目標値との変化量を、期間内で均等に配分した場合の目安として算出したものです。

その結果、「宮城県自然環境保全基本方針及び関連計画」及び「宮城県水循環保全基本計画及び流域水循環計画」を除く5計画については、測定可能な直近年度において、管理指標の目標を達成できませんでした。

■各個別計画の管理指標の目標値及び現況

番号	計 画 名	管 理 指 標	目標値	現況値	当該年度に達成すべき目標値等	達成度(※1)	達成状況
1	宮城“グリーン”行動促進計画	二酸化炭素排出量当たりの生産性(百万円/千t-CO ₂)	0.61(H22)	0.55(H20)	0.56	98.2	×
		廃棄物の最終処分量当たりの生産性(百万円/千t)	27.7(H22)	33.4(H20)			
2	“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画	県民1人当たり温室効果ガス年間排出量(t-CO ₂)	7.88(H22)	9.61(H18)	8.27	83.8	×
3	宮城県自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画	県内における自然エネルギー等の導入量(原油換算 千kl)	714(H22)	641.5(H21)	670.2	95.7	×
4	宮城県循環型社会形成推進計画	1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)	1,000(H22)	960(H20)	1,032	107.0	○
		一般廃棄物リサイクル率(%)	30(H22)	26.2(H20)	26.7	98.1	×
		一般廃棄物最終処分量(%)	12(H22)	13.4(H20)	13	96.9	×
		産業廃棄物排出量(千t/年)	11,971(H22)	11,260(H20)	11,983	106.0	○
		産業廃棄物リサイクル率(%)	31(H22)	29.4(H20)	30.8	95.5	×
		産業廃棄物最終処分量(%)	2(H22)	1.4(H20)	2.1	133.3	○
5	宮城県自然環境保全基本方針及び関連計画	豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合(%)	26	26.06(H21)	26	100.2	○
6	宮城県自動車交通環境負荷低減計画	二酸化窒素の沿道における環境基準下限値達成率(%)	100(H27)	90(H21)	76	118.4	○
		浮遊粒子状物質の沿道における環境基準達成率(%)	100(H27)	0(※2)(H21)	46.7	0.0	×
		自動車交通騒音の道路に面する地域の環境基準達成率(%)	100(H27)	90.2(H21)	91.9	98.2	×
		自動車からの二酸化炭素排出量の平成17年度からの削減量(%)	10以上(H27)	13.8(H21)	4	345.0	○
7	宮城県水循環保全基本計画及び流域水循環計画	清らかな流れ(点)	7.5	7.7(H21)	7.5	102.7	○
		豊かな流れ(点)	7.6	-	7.6	-	-
		安全な流れ(点)	6.4	6.5(H21)	6.4	101.6	○
		豊かな生態系(点)	6.5	-	6.5	-	-

※1 「当該年度に達成すべき目標値等」が達成された状態を「100」としています。

※2 環境基準(短期的評価)を達成できなかった理由として、全県的に観測された黄砂の影響によるものと考えられます。

(4) 平成21年度における点検評価を踏まえた課題と今後の施策展開の方向性

今日の環境問題に対しては、解決すべき課題に対応した多様な施策手段の適切な活用とともに、最適な組み合わせを行い施策を展開することが重要です。

特に、二酸化炭素排出量の増加は、日常の生活、通常の事業活動におけるエネルギーの使用等に関与するものであり、すべての主体の中に環境への

配慮が織り込まれ、継続的に環境保全への取組の改善を図っていく仕組みの構築に向けた施策展開が重要となります。

今後は、平成23年度以降に導入される「みやぎ環境税」(県民税均等割の超過課税)の活用等により、これまで以上に積極的に様々な環境施策を一体的、複合的に展開していくこととしています。

2 “グリーン”な地域社会構築に向けての行動促進プログラム

～宮城“グリーン”行動促進計画～

(1) 計画の概要

① 計画の位置付け及び役割

ア 地球温暖化対策、循環型社会の構築、自然環境保全などの環境分野全体を「行動促進」という観点で捉えた計画で、環境配慮行動の促進に関する環境基本計画の実施計画としての位置付けられています。

イ 県民・事業者等すべての主体の、環境を考えた行動を促進するための目標を掲げるとともに、その手段としての県の施策を体系的に整理し、目標達成までの道筋を示すものです。

② 施策展開の考え方

持続可能な地域社会の構築のために必要な様々な行動について、一人一人の個別の行動促進の対策を講じるだけでなく、快適さを損なわずに環境配慮行動（環境負荷の低減）ができるよう、行動の基盤となる社会・経済の変革（地域環境力の向上^{*1}、グリーンな経済システムへの加速^{*2}）を目指すものです。

※1 地域環境力：地域における各主体のより良い環境、より良い地域を創っていきこうとする意識・能力の高まり

※2 グリーンな経済システム：環境配慮製品や環境配慮経営を行っている事業者が市場において適切に評価されること

③ 計画期間

平成18年度から平成22年度まで

(2) 平成21年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

「豊かさを高めつつ、一人一人の行動により県内の環境負荷量を減らす」ことを目標に「二酸化炭素排出量当たりの生産性指標」と「廃棄物の最終処分量当たりの生産性指標」といった環境効率性指標を用いた数値目標を設定し、平成22年度までに、二酸化炭素排出量当たりの生産性を0.61（百万円/t-CO₂）、廃棄物の最終処分量当たりの生産性を27.7（百万円/t）としています。

② 数値目標に係る指標値の状況

平成20年度の「県内総生産額（実質）」「（県内）石油製品販売実績」「（県内）総需要電力販売実績」「一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量実績」に基づく指標値は次のとおりでした。

○二酸化炭素排出量当たりの生産性指標

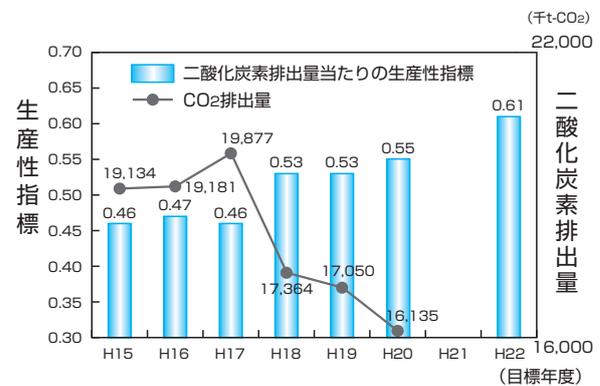
=0.55（百万円/t-CO₂）

○廃棄物の最終処分量当たりの生産性指標

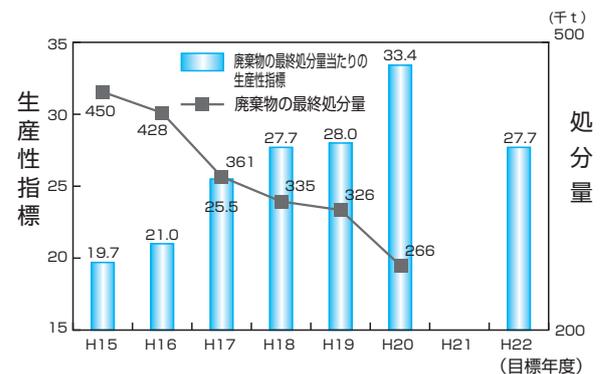
=33.4（百万円/t）

「二酸化炭素排出量当たりの生産性」は、県民総生産額、石油製品販売量が平成19年度から減少傾向にあるほか、7年ぶりに需要電力量が減少に転じたことにより、わずかに向上しました。

一方、「廃棄物の最終処分量当たりの生産性」は順調に向上し、計画目標年度の目標値に達する結果となっています。



■二酸化炭素排出量及び排出量当たりの生産性の推移



■廃棄物最終処分量及び最終処分量当たりの生産性の推移

③ 平成21年度に講じた施策

ア 地域環境力の向上を目指した取組

- 県民・事業者にCO₂排出量を体感してもらうために、県民・事業者がe行動宣言を実践することにより削減した光熱水費等（前年同月比で比較）をCO₂排出量に換算し、それが「SENDAI光のページェント」の電球何個分のCO₂排出量に相当するかを現地の会場で「見

える化」をしました。

- 平成22年4月から本格施行される改正省エネ法に関する対応を確認するため、国から担当者を講師に招き、市町村職員を対象として、研修会を実施しました。
- 名取パークアンドライド推進協議会が、仙台空港アクセス鉄道の利用促進を図るために実施した「名取パークアンドライドおためしキャンペーン」に参加し、「みやぎe行動宣言(eco do!)宣言」の広報及び登録受付を行いました。

イ グリーンな経済システムへの加速を目指した取組

「宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程(平成13年宮城県告示第727号)」等が改正され、費用等の面から中小企業にとって、比較的容易に取り組みやすい環境マネジメントシステムである「みちのくEMS」がISO14001と同じ評価となったことなどから、県内のEMS構築事業者数が増加しました。

④ 平成21年度点検評価を踏まえた課題

計画の管理指標のうち「廃棄物の最終処分量当たりの生産性」については、計画の最終年度の目標値に達する結果となり、その水準の維持と一層の向上を図っていく必要があります。

「二酸化炭素排出量当たりの生産性」については、わずかに向上しましたが、当該年度に達成すべき目標値を達成しませんでした。その要因については、原油価格の高騰や平成20年9月に米国大手金融機関リーマンブラザーズの倒産に端を発した世界金融危機の影響などにより、県経済が悪化し、石油製品販売量と需要電力量が減少したことなどが考えられます。

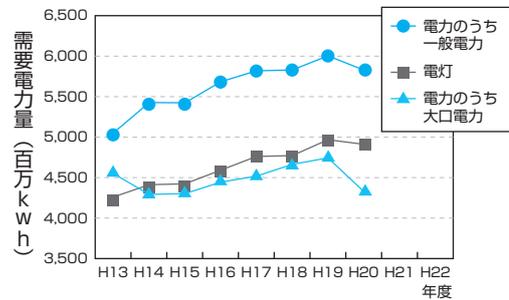
特に、需要電力量については、7年ぶりに減少に転じており、主に製造を行う工場向けの電力である大口電力で前年度に比べて、8.9%の減少となったほか、店舗・事業等向けの電力である一般電力で3%、一般家庭向けの電力である電灯で1.1%の減少となりました。

管理指標値は、県民総生産額とのバランスによ

り算出されるものですが、廃棄物の最終処分量同様、二酸化炭素の排出源となる石油製品や電力使用量を抑制する対策が求められており、大きな施策や身近な施策を含め、関連施策のより一層の効果的な推進が必要です。



■県内の燃料油販売状況



■県内の需要電力量の状況

⑤ 今後の施策展開の方向性

地域環境力を向上させるためには、各主体が積極的に環境配慮行動を実践することが普通となる社会を形成し、地域社会の中で、環境保全活動が展開されることが必要です。

また、グリーンな経済システムへの転換を加速するためには、環境保全技術の開発を促進し、日常生活や事業活動に伴う環境負荷のレベルを減らすほか、事業者の環境配慮経営を促進することも必要です。

そこで、計画では、基本目標の達成に向け、計画期間内に重点的に達成すべき目標として、重点目標を掲げており、この中で県民の環境配慮行動宣言数については、目標を6,000人から17,400人に、事業所の環境マネジメントシステム構築数については、目標を537事業所から600事業所に上方修正し、より一層の推進を図ることにしました。

<重点目標>

項 目	現況値	目標(H22年度)
県民の環境配慮行動宣言数(*3)	14,490(H21)	17,400
事業所の環境マネジメントシステム構築数	537(H21)	600

県民の環境配慮行動宣言：環境に配慮した行動の実践について、取組内容を県の環境情報ポータルサイト「みやぎの環境情報館」上で宣言・公表し、継続的な実践活動のきっかけとするもの。(平成19年度から運用開始)

3 地域からの地球温暖化対策の推進

～ “脱・二酸化炭素” 連邦みやぎ推進計画～

(1) 計画の概要

① 計画の位置付け及び役割

地域レベルから地球温暖化対策を積極的に推進するため、“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ構想(個々の家庭や事業所等における地球温暖化防止活動や各地域における共同の取組を全県的に波及させ、地球温暖化防止に向けた取組を県民運動にしようという考え)を具体化し、宮城県としての温室効果ガス削減目標、県民・事業者・行政の各主体に求められる役割・責務等を明らかにするとともに、“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ形成に向けた県の推進方策等を示したものです。

② 施策展開の考え方

以下の4つを重点的に推進する地球温暖化対策として各種施策を実施します。

ア 脱・二酸化炭素連邦みやぎ形成事業

民生、運輸部門の多くの中小事業者が集中する温泉街・商店街・流通工業団地の特定の地域を対象に、二酸化炭素排出量診断、削減策提案及び取組実施をモデル事業として行い、その成果を他に波及させることで地域からの二酸化炭素排出削減に向けた取組を促します。

イ 自然エネルギー等の導入・省エネルギー促進

宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例(平成14年宮城県条例第41号)及び自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画(平成17年9月策定)に基づき、自然エネルギーの着実な導入や省エネルギーの促進によって化石燃料由来エネルギー消費を抑制し、二酸化炭素排出削減を目指します。

ウ 環境教育・学習の支援

環境教育・学習を通じ、県民の中での地球温暖化に対する問題意識の共有とその防止に向けた行動促進を図ります。

エ 二酸化炭素吸収源対策

二酸化炭素吸収源としての役割を担える、健全で活力ある多様な森林整備を推進します。

③ 計画期間

平成16年度から平成22年度まで

(2) 平成21年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

「温室効果ガスの削減」を目標とし、「県民1人当たり温室効果ガス年間排出量」について数値目標を設定し、平成22年度までに、温室効果ガス排出量を二酸化炭素換算で7.88tに低減することとしています。

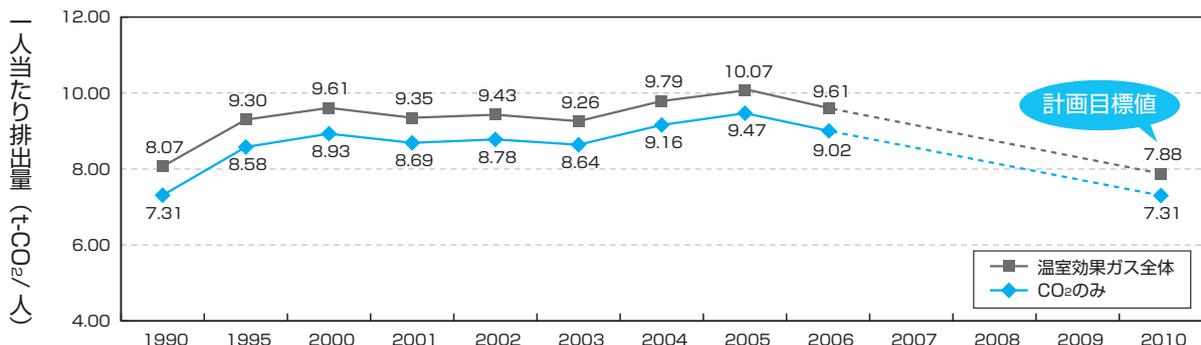
② 数値目標に係る指標値の状況

平成18年度の温室効果ガスの排出量は、9.61tとなっており、計画策定時の現況値(平成12年度の排出量)と同数値で、前年度数値(平成17年度の排出量)10.07tから、0.46t下回る結果となっています。

③ 平成21年度に講じた施策

ア 脱・二酸化炭素連邦みやぎ形成事業関連の取組

「ダメだっっちゃ温暖化」の標語を掲げた県民運動を全県的に展開するため、県内の業界団体や消費者団体、教育関係機関、市町村、県等の間



■ 県民1人当たり温室効果ガス排出量の推移

で設立した「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議の部会及びフォーラムを開催しました。

イ 自然エネルギー等・省エネルギー促進関連の取組

住宅用太陽光発電システム、クリーンエネルギーカーへの補助を実施し、県民への普及促進に努めました。

ウ 環境教育・学習の支援関連の取組

ストップ温暖化センターや地球温暖化防止活動推進員との連携や活動支援を行なうとともに、こどもエコクラブへの活動支援を行ったほか、県内の多数の企業等の参加によるクールビズキャンペーン「仙台・みやぎクールビズ宣言」等を実施しました。

④ 平成21年度点検評価を踏まえた課題

県民1人当たりの温室効果ガスの排出量については、3年ぶりに減少に転じましたが、依然として高い水準にあり、目標達成のためには、二酸化炭素排出量が多い産業・運輸部門、増加が著しい民生業務・民生家庭部門における対策が急務と

なっています。

また、二酸化炭素の排出は、県民の日常生活、通常の事業活動におけるエネルギーの使用等に起因するものであることから、県民、事業者等の環境配慮行動を促進するような取組を講じていく必要があります。

⑤ 今後の施策展開の方向性

「“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画」は、京都議定書及び京都議定書目標達成計画に対応した計画ですが、現在、国において2020年までに1990年比で温室効果ガスを25%削減に向けた施策の検討が行われており、県では、この状況を踏まえて、「“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画」を見直す必要があります。

当面は、これまでと同様に温室効果ガス排出量削減に向けて、県民・事業者・市町村等の各主体との連携協力により各種対策に取り組むほか、温室効果ガス排出量削減による事業活動や県民生活への利点の明示、補助制度等のインセンティブを検討していきます。

～ 自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画 ～

(1) 計画の概要

① 計画の位置付け及び役割

ア 宮城県環境基本計画の地球環境保全及び「脱・二酸化炭素」連邦みやぎ推進計画の重点的推進対策である新エネルギー導入促進と省エネルギー促進の実施計画として位置づけられています。

イ 自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進の必要性と可能性を示すことで、県民、事業者等の自主的な行動を促進するとともに、総合的かつ長期的な目標を掲げ、その実現に向けた県の施策の大綱及び重点事項の着実な推進を図ります。

② 施策展開の考え方

本県における将来のエネルギー消費量の推計や京都議定書目標達成に向けた民生・産業・運輸各部門での施策、事業者としての県の率直的な取組等を体系的に整理し、次の施策を重点プロジェクトと位置付け、展開します。

ア 住宅の省エネルギー促進プロジェクト

イ “脱・二酸化炭素”連邦みやぎ形成事業

ウ クリーンエネルギー自動車導入促進プロジェ

クト

エ 再生可能エネルギー促進プロジェクト

③ 計画期間

平成18年度から平成27年度まで

(2) 平成21年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

化石燃料に由来するエネルギー消費量の削減に当たっては、各目標年において、削減必要量の10%以上を自然エネルギー等の導入により達成し、併せて省エネルギーの促進により削減目標量の達成を目指しています。具体的には、原油換算での自然エネルギー等の導入量として、平成22年度では714千kl、平成27年度には834.3千klを目標としています。

② 数値目標に係る指標値の状況

平成21年度での自然エネルギー等導入量(推計)をみると、原油換算で641.5千klとなっています。現在は、製紙工場・製材工場等での木質系バイオマスの発電等への利用や、バイオマスボイラーの導入、県内各地でのBDF利活用が活発化しており、計画に掲げた自然エネルギー等の種類のう

ち、バイオマスエネルギーの導入が先行している状況にあります。



■ 自然エネルギー等導入の目標及び実績

③ 平成21年度に講じた施策

ア クリーンエネルギーの導入に対する補助事業
 クリーンエネルギーカー普及促進加速化事業
 (対象:ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車のいずれかを購入する個人)、住宅用太陽光発電普及促進事業 (対象:住宅用太陽光発電設備を新たに設置する個人)、民生用燃料電池普及促進事業 (対象:民生用燃料電池を設置する個人) を実施し、クリーンエネルギーの普及促進に努めました。

イ 「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議の開催
 「ダメだっちゃ温暖化」の標語を掲げた県民運動を全県的に展開するため、県内の業界団体や消費者団体、教育関係機関、市町村、県等間で設立した「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議の部会、フォーラムを開催しました。

ウ 県有施設へのESCO事業導入
 宮城県環境保全率先実行計画(第3期)の中で、計画的な導入を図ることとしているESCO事業(付録「用語の説明」参照)について、3番目の導入施設として、宮城県図書館への導入を決定しました。

また、2番目の導入設備である東北歴史博物館について、ESCO事業者との契約及び工事が行われ、平成19年度に県の最初の施設として導入した宮城県立がんセンターについては、ESCOサービス事業の運用が開始されました。

エ 普及啓発事業の実施

宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例に基づき、平成21年度宮城県自然エネルギー等・省エネルギー大賞の公募・審査を行い、自然エネルギー等の先進的な導入を行った個人・団体を表彰しました。

④ 平成21年度点検評価を踏まえた課題

国の補助金に上乘せする形で、県独自のクリーンエネルギー自動車及び太陽光発電設備の導入補助を実施したことにより、県内でもこれらの導入が大幅に伸びました。今年度は実施を見送ることになりましたが、平成23年度からのみやぎ環境税の施行に伴い、より効果的なクリーンエネルギーの普及戦略を打ち出す必要があります。

⑤ 今後の施策展開の方向性

平成22年度は本計画の中間目標年に当たることから、自然エネルギー・省エネルギー促進審議会の議論を通じて、目標の再設定や重点事業の見直し等を行う予定となっています。

4 資源循環型社会の形成

～宮城県循環型社会形成推進計画～

(1) 計画の概要

① 計画の位置付け及び役割

循環型社会形成推進基本法に基づく地域における循環型社会形成推進基本計画及び廃棄物処理法に基づく都道府県廃棄物処理計画として策定した計画で、環境基本計画の個別計画としての性格を有しているとともに、各市町村の一般廃棄物処理計画と調和を図りながら、その区域を越えた広域的事項や技術的知見を含めた県全体の廃棄物対策の基本計画としても位置付けられています。

② 施策展開の考え方

「循環型社会の形成～意識から行動へ～」を基本理念として、社会を構成するすべての主体の意識を具体的な行動へつなげるとともに、行動を妨げている社会的な要因を克服するための基盤整備、

課題の大きい廃棄物等に係る個別対策が必要であることから、「すべての主体の行動の促進」、「循環型社会を支える基盤の充実」、「循環資源（廃棄物等）の3Rの推進」を基本方針に掲げ、さらに廃棄物の適正処理の推進も含めた施策を展開していくこととしています。

③ 計画期間

平成18年度から平成27年度まで
(中間目標年度：平成22年度)

(2) 平成21年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

循環型社会形成の状況を表す指標及び計画の中間目標年度である平成22年度の基本目標値を次のとおり定めています。

○一般廃棄物

一人1日当たりごみ排出量	1,000g/人・日
リサイクル率	30%
最終処分率	12%

○産業廃棄物

排出量	11,971千t/年
リサイクル率	31%
最終処分率	2%

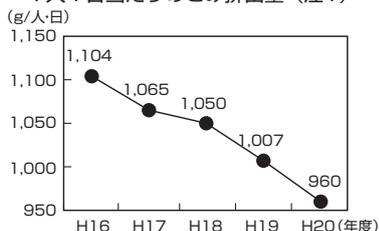
② 数値目標に係る指標値の状況

基本目標に係る平成20年度の指標値は下記のとおりであり、計画策定時の現況値（H16）と比較してすべての指標値が向上しています。

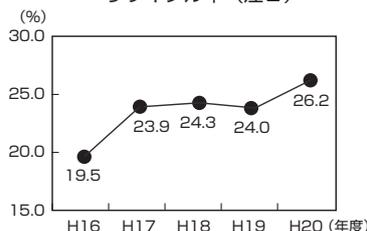
○一般廃棄物

	年度の目標値	実績値
一人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	1,032	960
リサイクル率 (%)	26.7	26.2
最終処分率 (%)	13.0	13.4

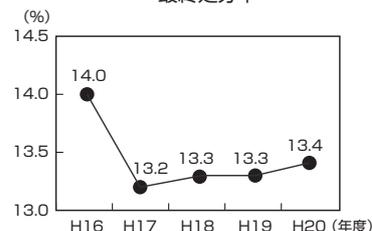
■ 1人1日当たりのごみ排出量 (注1)



■ リサイクル率 (注2)



■ 最終処分率



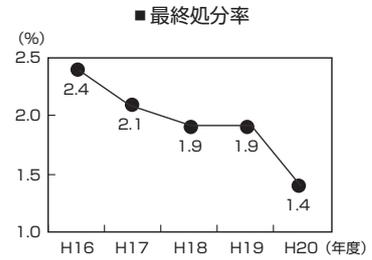
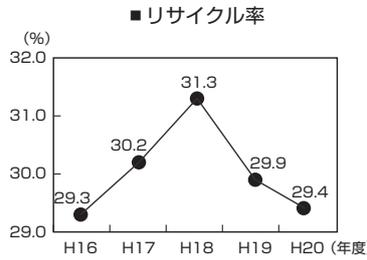
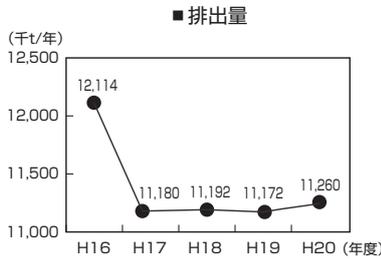
(注1) ごみ総排出量=収集ごみ量+直接搬入量+自家処理量

(注2) 平成17年度から、事業者による直接リサイクル量を含めて算定している。

※平成20年度の排出量は岩手・宮城内陸地震による災害廃棄物量を除いている。

○産業廃棄物

	年度の目標値	実績値
排出量 (千t/年)	11,983	11,260
リサイクル率 (%)	30.8	29.4
最終処分率 (%)	2.1	1.4



③ 平成21年度に講じた施策

- ア 県民・事業者の廃棄物の3Rに対する意識の醸成を図るため、啓発活動や環境教育を実施しました。
- イ 県内企業の3Rの取組を支援するため「資源循環コーディネーター」による企業訪問活動を行いました。
- ウ グリーン購入促進条例に基づき「宮城県グリーン製品」の認定を行い、その利用拡大を促進しました。
- エ 産業廃棄物税を活用して、産業廃棄物の3Rを促進するための設備整備や研究開発、また、事業者が連携するリサイクルの取組に対して費用助成を行いました。
- オ 廃棄物の適正処理の推進を図るため、排出事業者・処理業者に対する指導、廃棄物処理施設の維持管理に関する指導、不法投棄・不適正処理の根絶のための広報啓発、違反行為の早期発見・早期対応を実施しました。
- カ 不適正処理の未然防止を強化するため、処分業者対象の処理に関するルールの周知徹底の講習会の実施や、排出事業者の啓発を目的とした講習会を開催するなど事業者への指導強化事業を実施しました。
- キ 廃棄物の3Rのうち、最も優先的に取り組むべき「発生抑制」に関して、「みやぎレジ袋使用削減取組協定」を締結し、住民・小売業者・行政の3者の協働による取組を行いました。

④ 平成21年度点検評価結果を踏まえた課題

計画の基本目標の現況値は前年度より向上しているものも見られますが、一般廃棄物の最終処分率、産業廃棄物の排出量及びリサイクル率は前年度より悪化しています。

施策は順調に実施されていると思われませんが、

廃棄物に関する指標値は経済動向を反映し変化しやすいことから、引き続きその動きを注視していく必要があります。

⑤ 今後の施策展開の方向性

計画の基本理念及び基本方針に基づき、より有効な手段を組み合わせる施策を展開していく必要があります。

- ア 地域からの循環型社会の形成促進を図るため、各広報媒体での普及啓発や、みやぎ県民大学を活用した環境教育の充実、3R推進連絡会議開催等による各主体の連携の強化、施設整備等への支援による環境・リサイクル産業の育成・振興、環境物品の認定によるグリーン購入の促進、法制度の周知・指導により各種リサイクル法の適切な運用を進めます。
- イ 一般廃棄物の3Rを推進するため、3Rに有効な情報提供など一般廃棄物の処理責任を負う市町村等の取組への支援や、マイバッグキャンペーンの実施など市町村等と連携した各種事業を展開します。
- ウ 産業廃棄物の3Rを推進するため、資源循環コーディネーターによる情報提供・助言、地域単位での連携強化やリサイクル事業者の情報提供などを通して産業廃棄物の排出事業者や産業廃棄物処理業者に対し、3R推進の施策を一層進めます。
- エ 廃棄物の適正処理を推進するため、一般廃棄物処理施設の計画的な整備促進、災害廃棄物への対応、産業廃棄物処理施設の維持管理等に対する指導強化、特別管理産業廃棄物等の適正処理の推進、不法投棄・不適正処理の根絶などの施策を展開していきます。

5 豊かな自然環境の保全

～宮城県自然環境保全基本方針及び関連計画～

(1) 基本方針の概要

① 基本方針の位置付け及び役割

宮城県自然環境保全基本方針は、知事が、自然環境保全条例に基づき、本県の自然環境の保全を図るための基本方針として定めているものであり、宮城県環境基本計画の自然環境保全部門の基本方針として、本県の自然環境保全に関する施策を長期的展望に立って総合的、計画的に推進するための中長期的な運営指針としての役割を果たしています。

② 施策展開の考え方

施策展開の基本的方向性を示すものとして、同方針において、「健全な生態系の保全と生態系ネットワークの形成（場の確保）」「生物多様性の保全と自然環境の再生（質の確保）」「豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり（主体の確保）」の3つの基本目標を掲げ、それぞれについて、各種計画・事業により実現を図っていきます。

(2) 平成21年度における点検評価結果

① 基本方針における基本目標

「健全な生態系の保全と生態系ネットワークの形成（場の確保）」「生物多様性の保全と自然環境の再生（質の確保）」「豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり（主体の確保）」を目標とし、数値目標として、「場の確保」に関する「豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合」を平成27年度に、現状維持の26%とすることとしています。

② 数値目標に係る指標値の状況

平成21年度には、「豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合」は約26%となっており、目標を達成している状況にあります。

■ 県土面積に占める割合の変遷

面積単位：ha

	平成13年	14	15	16	17	18	19	20	21
自然公園面積	171,199	171,199	171,199	171,199	171,199	171,199	171,199	171,199	171,199
県自然環境保全地域面積	7,815	7,815	7,815	7,815	7,815	7,817	7,817	7,817	8,572
緑地環境保全地域面積	10,092	10,092	10,092	10,092	10,092	10,092	10,101	10,101	10,101
合 計（A）	189,106	189,106	189,106	189,106	189,106	189,108	189,117	189,117	189,872
県土面積（B）	728,516	728,527	728,530	728,553	728,560	728,573	728,573	728,573	728,575
A/B（%）	25.96	25.96	25.96	25.96	25.96	25.96	25.96	25.96	26.06

③ 平成21年度に講じた施策

ア 豊かな生態系の保全とネットワークの形成（場の確保）を目指した取り組み

- 「自然環境保全対策の推進」として、金華山島の原生的な植生や稚樹をシカの食害から保護するための防鹿柵を設置しました。また、栗駒山山頂近くの雪田植生を登山者の踏み込みや雨水の流入から保護するため、木製階段工及びカゴ工を実施しました。
- 自然環境を保全する地域として、自然環境保全条例に基づき、加美町荒沢地区の約755haの地域を、荒沢県自然環境保全地域として新たに指定しました。
- 「豊かなみどり空間の保全・創出」として、市町村やNPO等が参加者を募り、ボランティア

アによる里山林及び森林公園の整備を進めました。

イ 生物多様性の保全と自然環境の再生（質の確保）を目指した取り組み

- 「野生生物保護対策の推進」として、鳥獣保護区等の整備により鳥獣の保護繁殖を図るとともに、保護から野生復帰までの一貫した救護システムの運用により傷病野生鳥獣の救護を実施しました。
- 「自然環境保全・再生の推進」に向けて、蒲生干潟自然再生推進事業では自然再生協議会を開催し、事業内容を検討したほか、干潟砂浜修復実施計画に基づき自然再生施設を整備しました。

また、伊豆沼・内沼自然再生推進事業では、

自然再生協議会を開催し、自然再生全体構想を策定したほか、自然再生実施計画案を検討しました。

ウ 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり（主体の確保）を目指した取り組み

- 山岳指導員による自然保護思想等の普及啓発や、森林空間を利用した体験学習等の指導者として森林インストラクターの育成事業を実施しました。

④ 平成21年度点検評価を踏まえた課題

- 自然環境の保全再生の推進においては、複雑多様な連鎖、因果関係で成立する自然を対象とすることから、科学的知見とそれに基づくシナリオの検討を充分行い、事業に着手した後もモニタリングを継続して実施し、その結果を科学的に評価し、それを事業内容にフィードバックさせる順応的な方法により進める必要があります。
- 野生生物の保護管理の推進においては、イノシシ及びニホンジカの捕獲数は前年度実績を上回りましたが、捕獲の担い手である狩猟者の確保と一斉捕獲技術等の開発、普及が課題となっており、また、併せて被害防除対策及び生息環境の整備も推進する必要があります。
一方、ツキノワグマは生息環境の悪化により生息数が減少するおそれがあり、早期に特定鳥獣保護管理計画を策定し、個体数の安定的な維持を図りつつ、農業被害や人身被害を軽減していく必要があります。
- 豊かなみどり空間の保全・創出において、県民や企業と協働した森づくりを県内に広めるためには、活動の場となる適地を掘り起こして、計画的に事業展開していく必要があります。

⑤ 今後の施策展開の方向性

宮城県自然環境保全基本方針に掲げる3つの基本目標（施策の基本的事項）は、それぞれ相互補完的な関係にあり、その実現に向け、いずれかを突出して推進するのではなく、今後もそれぞれについて長期的、継続的に推進を図っていきます。

ア 健全な生態系の保全とネットワークの形成（場の確保）

- 自然保護対策の推進

自然公園、県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の開発行為などについて、自然公園法等に基づく適切な指導を行い、優れた自然環境の保全と適正な利用を図ります。また、南三陸金華山国定公園の金華山島や栗駒国定公園の栗駒山の雪田植生地域等、特に優

れた自然環境を有する地域の自然環境保全対策を継続して実施します。

- 豊かなみどり空間の保全・創出

市町村の公共施設などへの植樹を通じて、身近なみどり空間の保全・創出を図ります。

また、民間企業、NPO団体及び県民との協働による里山等の整備・再生活動を支援するとともに、県民が豊かな自然とふれあうことができる場の創造に向け、NPO団体による利活用等を含め、県有財産の保全・有効利用を図ります。

さらに、林地開発行為及び大規模開発行為について、法令等に基づき適切な指導・監督を行い、みどり空間を保全します。

イ 生物多様性の保全と自然環境の再生（質の確保）

- 野生生物保護対策の推進

第10次鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区、休猟区等の指定を行うとともに、鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間関連行事、保護から野生復帰までの一貫したシステムによる野生鳥獣救護等を行います。

また、鳥獣の生息状況調査を実施するとともに、特定鳥獣保護管理計画の策定等により保護管理事業を実施します。

さらに、レッドデータブックを改訂し、希少野生動植物の保護及び生息環境の保全を目指します。

- 自然環境保全・再生の推進

ラムサール条約登録湿地である伊豆沼・内沼及び野鳥の渡りの中継地、繁殖地である蒲生干潟について、関係者で組織された自然再生協議会で事業内容を検討するとともに、自然再生施設整備等を行い、自然再生事業を推進します。

ウ 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり（主体の確保）

森林環境教育の指導者（宮城県森林インストラクター）の養成を進めるとともに、自然保護思想の普及啓発を図るため、自然とふれあう機会の提供や森林とふれあう活動に対する支援などの事業を実施します。

また、自然環境学習の拠点施設となる伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター及び蔵王野鳥の森自然観察センター並びに森林レクリエーション及び憩いの場として、県民の森、昭和万葉の森及びこもれびの森の運営管理を行います。

6 環境負荷の少ない交通の推進

～宮城県自動車交通環境負荷低減計画～

(1) 計画の概要

① 計画の位置付け及び役割

宮城県自動車交通環境負荷低減計画は、自動車交通に伴う環境負荷の低減方策についての基本的な考え方とその目標を示し、施策の内容を明らかにすることにより自動車交通公害問題の解決を図るとともに、地球温暖化の防止に寄与するものです。

また、関係行政機関が連携・協力して各種施策を総合的かつ体系的に推進していくための指針としての役割を担うとともに、県民・事業者がそれぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むための行動指針としての役割を担うものです。

② 施策展開の考え方

自動車交通公害、地球温暖化問題の特性を考慮し、次の事項に配慮して施策を展開します。

ア 総合的な取組

関係行政機関が、相互に協力・連携のもと、地域の実情に合わせて、広範な分野の施策を総合的・効果的に推進する。

イ 広域的、長期的な取組

自動車が環境負荷の移動発生源であるという特性から、国等の施策を考慮しつつ、広域的な視点での対応も視野に入れて対策を推進するとともに、施策の方向性に沿って長期的な取組を着実に推進する。

ウ 優先的な取組

自動車交通公害の著しい地域での対策を優先的に実施する。

エ 県民・事業者の取組

施策の実施に当たっては、県民・事業者が問題解決に向けて積極的な参加を促す手法を取り入れる。

③ 計画期間

平成18年度から平成27年度まで

(2) 平成21年度における点検評価結果

① 計画の環境目標

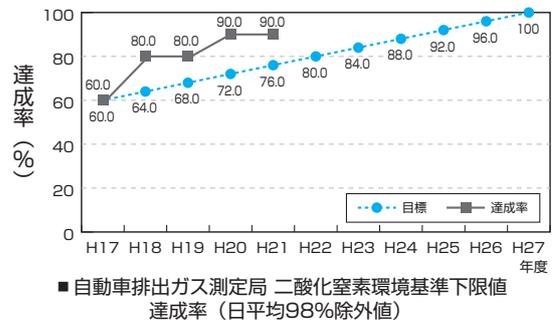
本計画では「道路沿線の大気環境を改善する」「道路沿線の騒音を改善する」「自動車からの二酸化炭素排出量を減らす」の3つの目標を掲げ、それぞれの目標のもとに具体的な数値目標として、平成27年度までに、「二酸化窒素の沿道における環境基準下限値達成率」、「浮遊粒子状物質の沿道に

おける環境基準達成率」、「自動車交通騒音の道路に面する地域の環境基準達成率」をそれぞれ100%に、「自動車からの二酸化炭素排出量の平成17年度からの削減量」を10%とすることとしています。

② 数値目標に係る指標の状況

ア 二酸化窒素の沿道における環境基準下限値達成率

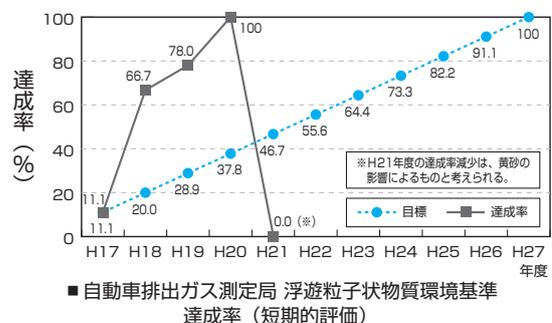
平成21年度は、自動車排出ガス測定局10局において二酸化窒素環境基準下限値の達成率76%を目指していましたが、実績では9局が達成し、達成率は90%でした。



イ 浮遊粒子状物質の沿道における環境基準達成率

平成21年度は、自動車排出ガス測定局9局において浮遊粒子状物質環境基準（短期的評価）の達成率46.7%を目指していましたが、実績では全局で達成できませんでした。

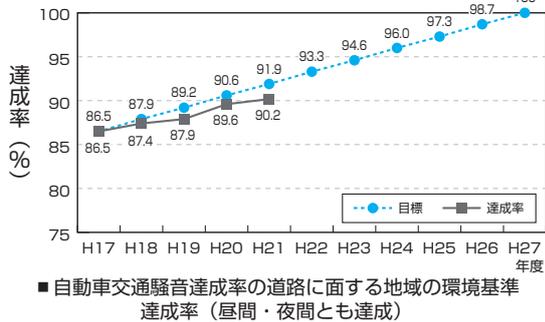
環境基準（短期的評価）が達成できなかった理由として、全県的に観測された黄砂の影響によるものと考えられます。



ウ 自動車交通騒音の道路に面する地域の環境基準達成率

平成21年度は、自動車交通騒音評価対象区画において、対象世帯の91.9%が昼間、夜間とも

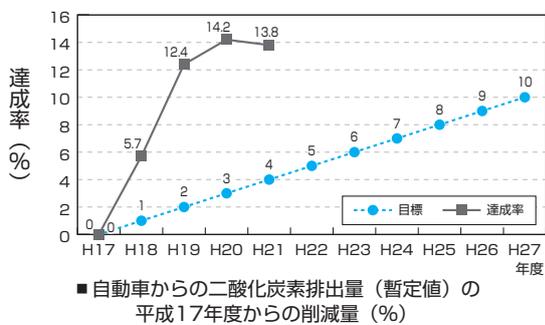
に環境基準を達成することを目指していましたが、実績では対象世帯83,650世帯のうち、75,428世帯が達成し、達成率は90.2%でした。



エ 自動車からの二酸化炭素排出量の平成17年度からの削減量

二酸化炭素排出量については、確定値がまだ算出されていないことから、県内のガソリン及び軽油の販売実績から算出した「暫定値」により示すと、平成17年度の自動車からの二酸化炭素排出量暫定値は5,930,564tでした。

平成21年度は、自動車からの二酸化炭素排出量を平成17年度と比較して4%削減することを目標としていましたが、暫定値における削減実績は、817,793tで、平成17年度比で13.8%の削減率でした。



③ 平成21年度に講じた施策

ア 自動車単体からの環境負荷の低減を目指した取組

「平成21年度宮城県グリーン購入の推進に関する計画」を踏まえて県自らが率先して低公害車を導入するなど低公害車の普及を推進したほか、整備不良車、過積載車等の指導・取締りを行い、自動車の運行に伴う単体からの騒音及び排ガスの低減を図りました。

イ 発生する自動車交通量の低減を目指した取組

第3セクター鉄道事業（阿武隈急行）に対する補助や市町村及びバス事業者に対するバス運

行費の一部補助を行うなど自動車交通量の低減に資する取組への支援を実施しました。

ウ 交通流円滑化の促進を目指した取組

交差点の改良や歩道・自転車歩行者道の整備など「道路網の整備」を推進するとともに、信号機や交通管制センターの高度化、違法駐車等の指導取締りの強化、交通情報提供エリアの広域化などによる「交通流の管理」を推進し、交通流の一層の円滑化を図りました。

エ 自主的取組・行動促進のための普及啓発に関する取組

エコドライブに関する情報提供を行ったほか、大型ビジョンCMの放送、エコドライブセミナーの開催等によりエコドライブの普及に向けた取組を実施しました。

④ 平成21年度点検評価を踏まえた課題

計画の目標である大気汚染、騒音に関する指標値は、前年度と比べ改善しているところであり、今後とも他の行政機関と連携しながら、エコドライブ運動を一層定着させ、自動車からの環境負荷を低減させる必要があります。

⑤ 今後の施策展開の方向性

計画の目標を達成するため、特に次の3つの施策を重点的に推進することとしています。

- ア 窒素酸化物等の大気汚染物質の排出が少なく、燃費の良い「低公害車」の普及促進
- イ 経済的にメリットがあり、運転者の誰もが気軽に取り組める「エコドライブ」の普及促進
- ウ 県内でも最も交通量が多く、自動車交通に係る環境負荷の大きい地域である「仙台都市圏」における総合的対策の推進

また、施策の展開に当たっては、自動車単体対策、道路構造対策、発生交通量低減対策、交通流対策、沿道対策、普及啓発、調査測定の基本的7施策に体系化し、地域や路線ごとの状況に応じて対策を選択して効果的に推進することとしています。

今後とも、計画に掲げた重点施策を中心に据えて、他の行政機関と連携した効果的な施策の推進を着実に進めていくとともに、ホームページをはじめとして各種媒体を活用した県民・事業者へのエコドライブの普及・啓発を一層図っていきます。

7 健全な水循環の確保

～宮城県水循環保全基本計画及び流域水循環計画～

(1) 計画の概要

① 計画の位置付け及び役割

宮城県水循環保全基本計画は「ふるさと宮城の水循環保全条例」に基づき策定されたものであり、宮城県環境基本計画の重点プログラム「健全な水循環の確保」に関する個別計画として位置付けられています。

また、流域水循環計画は、基本計画に基づき策定されています。

② 施策展開の考え方

宮城県水循環保全基本計画に基づき、流域ごとの特性を考慮した流域水循環計画を策定し、民間団体等と連携して推進することにより、健全な水循環の保全を図ります。

流域水循環計画は、健全な水循環を構成する要素の総合評価が低い流域から順に策定することとしており、鳴瀬川流域、北上川流域、名取川流域、南三陸海岸流域、阿武隈川流域の順で策定します。

また、施策を効果的に実施するために、流域全体を視野に入れた「流れの視点」から計画を策定していくこととしています。

ア 施策の連携（一つの要素に対して効果のある複数の施策を連携させる。）

イ 上流域と下流域連携（流域内の山間部、農村部及び都市郊外部、都市部のそれぞれの地域が連携する。）

ウ 各計画主体間の協働（施策の円滑な推進に向けて、県民、民間団体・NPO法人、事業者、行政機関等が互いに連携を図る。）

③ 計画期間

平成18年度から平成27年度まで

(2) 平成21年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

「健全な水循環を保全する」ことを目標に、「清らかな流れ」「豊かな流れ」「安全な流れ」「豊かな生態系」をそれぞれ10点満点とした場合、県全体で、それぞれの現況値（順に、7.5、7.6、6.4、6.5）を維持、向上させることとしている。

また、県内を5つの流域に区分し、流域ごとにその地域特性を考慮しながら、各指標現況値を維

持することを目標としています。

ア 清らかな流れ

水質環境基準点におけるBOD、COD、全窒素及び全りんに係る水質環境基準達成度で表す指標で、全ての地点で達成した場合10点となります。

イ 豊かな流れ

地下水涵養量（森林の涵養割合との乖離、河川の利水量で表す指標で、全ての地域において森林程度の涵養量があり、かつ、河川からの利水量がない場合10点となります。

ウ 安全な流れ

河川整備率（整備済区間、整備不要区間及び安全率達成区間の延長割合）で表す指標で、全ての河川延長において安全率を達成した場合10点となります。

エ 豊かな生態系

植物自然充実度、河川生物生息環境指標で表すもので、全ての地域で自然豊かな森林を形成し、かつ、全ての河川延長において水生生物の生息環境が整っている場合10点となります。

② 数値目標に係る指標値の状況

平成21年度の管理指標（平成21年度実績）の状況をみると、「清らかな流れ」は7.7であり、平成20年度と比べて0.5ポイント上昇しました。

一方、「安全な流れ」は6.5であり、平成20年度と同様の結果となりました。

なお、「豊かな流れ」と「豊かな生態系」の指標値の算出データは、毎年度更新されるものではないため平成21年度実績は算出していません。

③ 平成21年度に講じた施策

●前年度に流域計画を策定した鳴瀬川流域については、庁内関係課、関係市町村・国の機関、NPO法人等地域活動団体等からなる「鳴瀬川流域水循環計画推進会議」を開催し、課題の検討や意見交換を行い、事業の進め方の見直しを行いました。

●鳴瀬川流域における水道水源特定保全地域の指定については、関係機関や環境審議会の意見聴取、公告・縦覧手続を経て告示し、条例

に基づく体制整備を進めました。

- 北上川流域及び名取川流域の流域水循環計画の策定に向け、関係機関、NPO法人等関係団体からの意見や関連データから、各流域における現状や課題等を把握しました。
- ④ 平成21年度点検評価を踏まえた課題
- 既に計画が策定された流域にあっては、当初に盛り込まれた取組の状況把握を行うとともに、新たな取組の拾い上げを行うこと等により、計画の実効性を高める必要があります。
 - 新たな計画の策定に向けては、それぞれ流域の特徴を踏まえ具体的な施策・取組をできる限り盛り込んだ計画を策定し、計画に沿って地域の各主体が中心となった持続的な水循環保全活動が図られるよう進行管理を行う必要があります。
 - 事業の推進に当たっては、「各流域ごと」の視点に加え、「各流域をまとめた」視点も併せて取り組む必要があります。
 - 基本計画の管理指標の中には、定期的に把握更新し難いものも含まれているため、定期的に補完しうる類似補助指標の設定検討が必要です。

また、流域計画で設定する管理指標についても、定期的に補完することができ、かつ、身近でわかりやすいものを検討する必要があります。

⑤ 今後の施策展開の方向性

- 既に策定した鳴瀬川流域水循環計画に基づく事業の進行管理を行っていくとともに、残余の4流域については平成25年度までに、計画的に流域水循環計画を策定していきます。
- 計画の進行管理と新たな流域計画の策定作業とを並行して進めていくことになるため、将来を見据えながら、現場と望ましい将来像を意識し、実効性ある「計画づくり」「運用」「評価」「見直し」の作業を進めます。
- これまでは、各主体が、環境、治水、利水などのそれぞれの限定した側面を捉えて解決を図る「場の視点」に立った取組を実施してきましたが、流域全体の「流れの視点」に立ち、上流域と下流域の連携、各主体間の協働連携を重視し、具体的な目標と施策を示し、点検を重ねながら、各流域の健全な水循環の保全に向けた取組を推進していく必要があります。